

資 料

平成 18 年 9 月 11 日 (月)

金 融 庁

ご 説 明 概 要

- I ー 1. 郵政民営化の意義・目標
 - 2. 移行期間の活用
 - 3. 民間金融機関としての業務遂行能力
 - 4. 新規業務の拡大

- II. 監督上の着眼点
 - (1) 銀行について
 - (2) 保険会社について

主要行等向けの総合的な監督指針の概要

I. 基本的考え方

- 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。
- 主要行等の監督事務に関し、基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の内容も踏まえ、できる限り体系的に整理（本監督指針の策定を受け、事務ガイドラインは廃止）。さらに、銀行持株会社、銀行グループに対する連結ベースの監督、外国銀行支店の監督、銀行業への新規参入等の取扱いについても規定。
- なお、本監督指針は、主要行等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。
- 本監督指針の対象である「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。この他、信託兼営銀行、新規参入銀行、外国銀行支店等については、必要に応じて本監督指針を準用。

II. 主要行等監督に係る事務処理上の留意点

- ①監督事務の流れ
- ②検査部局等との連携確保
- ③銀行に関する苦情・情報提供等
- ④法令解釈等の照会を受けた場合の対応
- ⑤行政指導等を行う際の留意点
- ⑥行政処分等を行う際の留意点

III. 主要行等監督上の評価項目

1. 経営管理（ガバナンス）

主要行等の経営管理の有効性を検証

- ①代表取締役、取締役及び取締役会の責務
- ②監査役及び監査役会における経営監視機能
- ③内部監査部門
- ④外部監査の活用
- ⑤外部監査機能と内部監査部門等の連携

2. 財務の健全性等

主要行等の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- ①自己資本の充実
 - 自らのリスク特性に照らした自己資本充実の程度を評価する態勢の整備、自己資本の質についての分析、繰延税金資産の開示 等
 - ②収益性の改善
 - 的確な収益性の分析・評価に基づく業務再構築への取組み、ITの戦略的活用 等
 - ③リスク管理態勢
 - 統合リスク管理、信用リスク管理（大口与信管理、カントリーリスク、早期の不良債権の認知及び健全債権化（産業と金融の一体的再生）を行うため態勢の構築を規定。）、市場リスク管理、流動性リスク管理 等
- （注）なお、信用リスク管理には、これまで、不良債権問題解決のため、金融再生プログラム等で主要行に対して要請してきた事項を集成。（要管理先の大口債務者に対するDCF法の適用 等）。

3. 業務の適切性等

主要行等のコンプライアンス態勢を検証

- ①法令等遵守
 - ②情報開示
 - リスク管理債権の適切な開示（条件緩和債権の規定見直し等）、適正な財務報告がなされるための内部統制システムの構築、利用者に分かりやすい開示 等
 - ③利用者保護
 - 与信取引、預金及びリスク商品（投資信託等）の販売に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能、顧客情報管理、プライベートバンキング業務にかかる適切な業務運営の確保 等
 - ④システムリスク
 - システムリスク管理体制の不断の見直し、ATMシステムのセキュリティ対策、金融機関間のシステム・ネットワークの利用に係る適切なリスク管理 等
 - ⑤システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
 - システム統合に係る取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化、システム統合方式に係る経営判断の合理性、十分なテスト・リハーサル体制の構築、実効性のある内部監査・第三者評価 等
 - ⑥インターネットバンキング → セキュリティの確保 等
 - ⑦海外業務管理 → 海外監督当局に対する適切な対応 等
- ### 4. 更なる顧客利便の向上等

- ①利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供
- ②企業の社会的責任（CSR）についての情報開示
- ③業務継続体制（BCM）

IV. 銀行持株会社

銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とし、特に銀行持株会社の監督上留意すべき事項について規定。

V. 銀行グループに対する連結ベースの監督等

銀行グループに対する監督上の留意事項として、銀行の子会社等の業務範囲やアームズ・レングス・ルール等について規定。

VI. 外国銀行支店の監督

外国銀行支店の監督上の着眼点として、本店及び支店経営陣による支店経営・業務運営の適正な管理、情報管理態勢の構築、母国監督当局等との連携・情報交換等について規定。

VII. 銀行業への新規参入等の取扱い

限定的な銀行業務を営む場合、主としてインターネットやATM等の非対面取引を営む場合及び事業親会社が存在する場合に係る銀行免許申請の取扱いや、事業会社、投資ファンドに係る主要株主認可申請の取扱いについて規定。

VIII. 銀行代理業

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の概要

監督指針の概要

I 基本的考え方

- 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。
- 中小・地域金融機関の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理。
- 主要行とは異なる業務特性等を有する中小・地域金融機関の監督を担当する財務局職員のために必要な情報を集約したオールインワン型の手引書。必要がある場合には、適宜主要行等向け監督指針を参照し、準じる。

II 銀行監督上の評価項目

III 事務処理上の留意点

一般的な事務の流れ、検査部局との連携、行政指導・処分を行う際の留意点、銀行法等にかかる各種事務処理等について整理。

IV 銀行代理業

18年4月からの新たな銀行代理業制度に係る監督上の着眼点等を整理。基本的に主要行等向け指針に準じる。

V 協同組織金融機関

業務運営について自主的な努力を尊重しつつ、①総代会の機能向上、②中央機関に対するヒアリング等、協同組織金融機関の特性を踏まえた監督上の着眼点等を整理。

VI 信用保証協会

信用保証協会の監督に当たっての事務処理手続を整理。

1. 経営管理（ガバナンス）

○金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、金融機関の経営管理において、役職員がそれぞれの機能を有効に発揮しているか検証するための監督上の着眼点を整理するとともに、総合的なヒアリング等の監督手法・対応を整理。

2. 財務の健全性

- 早期是正措置を基本としつつ、自己資本比率の算式に含まれない種々のリスクを総体的に把握した上で自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理の必要性を明記。当局として、各行の自主的取組みを尊重しつつ、統合的なリスク管理態勢の構築を促す。
- 規模・特性等にかんがみ直ちに統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関については、早期警戒制度に基づく対応を基本。

3. 業務の適切性

- 法令等遵守や利用者保護等、業務の健全性・適切性の検証のための監督上の着眼点を整理。以下、具体的項目。
 - ①法令等遵守 ②利用者保護等 ③事務リスク
 - ④システムリスク ⑤インターネットバンキング
 - ⑥システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
 - ⑦危機管理体制

6. 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示

○利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、利用者の利便性に資するよう、適切な情報開示がなされているかという点から着眼点を整理。

監督指針策定の趣旨

中小・地域金融機関の業務の特性

- ① 特定の地域や業種に密着した営業展開
 - ② 主要な融資対象は中小企業又は個人
- リレーションシップバンキング
⇒（間柄重視の地域密着型金融）を展開

各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく監督体系の確立

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（15年3月公表）

中小・地域金融機関向け指針独自の評価項目

4. 地域貢献

- 中小・地域金融機関の業務特性に鑑み、項目立て。
 - ①地域貢献に対する基本的な経営姿勢、②地域貢献に関する情報開示、③地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響に関し、着眼点を整理。

5. 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進

- ①創業・新事業支援機能等の強化、②経営相談・支援機能の強化、③事業再生に向けた積極的取組み、④担保・保証に過度に依存しない融資等に関する取組み状況をフォローアップ。

保険会社向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方

- 保険監督の目的は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。
- 保険会社の監督事務に関し、基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理（本監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止）。
- 本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したもので、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。

II. 保険監督上の評価項目

○経営管理（ガバナンス）

保険会社の経営管理の有効性を検証

- 代表取締役、取締役及び取締役会の責任・義務
- 監査役、監査役会における経営監視機能
- 内部監査部門の機能
- 保険計理人の役割
- 総代会の機能

十分牽制機能が働くよう独立し、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか 等

相互会社の最高意思決定機関と位置づけられる総代会の、経営チェック機能向上等の為の措置

○財務の健全性

保険会社の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- 責任準備金等の積立の適切性
- ソルベンシー・マージン比率の適切性

- 区分経理の明確化
- ストレステストの実施
- 再保険に関するリスク管理
- 商品開発に係る内部管理態勢
- その他のリスクに対する管理態勢
⇒保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク

利益還元の公平性、透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断等を図る観点から、保険商品の特性に応じた区分経理を行う

商品開発に際して、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備

○業務の適切性

保険会社のコンプライアンス態勢を検証

- コンプライアンス態勢
代表取締役、取締役等の取組み状況、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの整備状況等
- 適切な保険募集態勢の整備状況等
銀行等による保険販売に係る弊害防止措置も規定
- 苦情処理態勢の適切性
- 顧客に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等、顧客保護を図るための態勢の適切性
- 顧客情報管理態勢
保険金等支払が適時・適切に実施するための管理態勢が整備されているか
- 事務リスク、システムリスク管理態勢
- 危機管理態勢

III. 保険監督に係る事務処理上の留意点

- 監督部局間における連携確保
- 検査部局との連携確保
- 保険業法等に係る事務処理
- 行政指導等を行う際の留意点
- 意見交換制度

金融庁と財務局及び財務局間の密接な連携

生命保険募集人、損害保険代理店の登録事務等について関係法令の解釈、運用及び手続きを明確化 等

IV. 保険商品審査上の留意点

生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査を行うに当たっての留意点を明確化。

企業向け自動車保険における特約自由方式の対象拡大を図るとともに、特約自由方式において可能な保険料の調整等について明確化 等

V. 保険仲立人

保険仲立人は、保険契約の両当事者から独立して保険契約締結の媒介を行う者

保険仲立人の登録事務、保証金に係る事務について、関係法令の解釈、運用及び手続きを明確化。他の募集人等との関係、保険仲立人の業務に対する監督上の留意事項等を規定。

VI. 日本アクチュアリー会

社団法人日本アクチュアリー会は、民法上の公益法人であるとともに、保険業法の規定に基づく指定法人

アクチュアリー専門職団体であり、指定法人たる日本アクチュアリー会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化。委託業務である「生命表」、「保険計理人の実務基準」の作成・公開、レビューに係る手続き、会のガバナンスや会員の資質の維持・向上等に係る留意点を明確化。

監督上の着眼点

主な着眼点	銀行 (主要行等向けの総合的な監督指針)	保険会社 (保険会社向けの総合的な監督指針)
経営管理 (ガバナンス)	○代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会等が自らの役割を理解し経営管理プロセスに十分関与しているか 等	○代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、保険経理人、総代会等が自らの役割を理解し経営管理プロセスに十分関与しているか 等
財務の健全性等	○自己資本の充実を図り、リスクに応じた財務基盤を有しているか (自己資本の質、自己資本比率、早期是正措置) ○より良い商品・サービスや経費の節減等の効率的な業務運営等を通じ、収益力の向上を図っているか ○信用リスク、市場リスク、流動性リスクはもとより、事務リスク、システムリスク等についても、適切なリスク管理を組織的・総合的に行っているか 等	○責任準備金やソルベンシー・マージン比率が適切に確保されているか(早期是正措置の活用) ○保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分経理が行われているか ○以下のようなリスク管理態勢、内部態勢整備が十分整備されているか ・再保険に関するリスク管理態勢 ・商品開発に係る内部管理態勢 ・その他のリスク(保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク)に対する管理態勢 等
業務の適切性等	○法令等遵守態勢が整備・確立されているか(不祥事件対応、本人確認、疑わしい取引の届出等) ○情報開示が適切かつ十分に行われているか ○利用者保護のための情報提供・相談機能は十分か (顧客への説明態勢、苦情処理、顧客情報管理等) ○事務リスク、システムリスクの管理態勢が整備されているか 等	○法令等遵守態勢の整備・確立されているか(不祥事件対応、本人確認、疑わしい取引の届出等) ○情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか ○利用者保護の観点から、保険募集態勢、苦情処理態勢、説明態勢、保険金支払管理態勢、顧客情報管理態勢等の整備は適切か ○事務リスク、システムリスクの管理態勢が十分に整備されているか 等

(参考) 銀行業免許審査関係法令

銀行法	銀行法施行令	銀行法施行規則
<p>営業の免許</p> <p>第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。</p> <p>二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>5 (略)</p>		<p>営業の免許の申請等</p> <p>第一条の八 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本金の額が令第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。</p> <p>二 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に申請者の一の事業年度における当期利益が見込まれること。</p> <p>三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。</p> <p>四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。</p>
<p>資本金の額</p> <p>第五条 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>最低資本金の額</p> <p>第三条 法第五条第一項に規定する政令で定める額は、二十億円とする。</p>	

(参考) 保険業免許審査関係法令

保険業法	保険業法施行規則
<p>免許</p> <p>第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。</p> <p>2 前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。</p> <p>3 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	
<p>免許申請手続</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 事業方法書</p> <p>三 普通保険約款</p> <p>四 保険料及び責任準備金の算出方法書</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>免許審査基準</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。</p> <p>二 申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「保険契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること。</p> <p>ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。</p> <p>ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。</p> <p>ホ その他内閣府令で定める基準</p> <p>四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。</p> <p>ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>ハ その他内閣府令で定める基準</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>	<p>免許の審査</p> <p>第十条の二 内閣総理大臣は、法第三条第一項の免許の申請に係る法第五条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 当該免許の申請に係る免許が法第三条第四項の生命保険業免許の場合には、事業開始後十事業年度を経過するまでの間に申請者の一事業年度の当期純利益又は当期純剰余が見込まれること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 申請者の経営の健全性を判断するための指標が当該免許後適正な水準を維持することが見込まれること。</p> <p>四 免許申請書に添付された法第四条第二項第一号に掲げる書類に記載された事項が申請者の業務の健全かつ適正な運営を確保するものであること。</p> <p>五 申請者及びその子会社等において収支が良好に推移することが見込まれること。</p>